

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 目次 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第58条 清算等についての会社法等の準用 <u>第58条の 2 裁判所の選任する清算人の報酬</u> <u>第58条の 3 即時抗告</u> 第59条～第60条 省略 第61条 <u>変更の登記</u> 第62条 <u>他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記</u> 第63条 <u>職務執行停止の仮処分等の登記</u> <u>(削除)</u> 第64条～65条 省略 第66条 <u>清算終了の登記</u> 第67条 <u>従たる事務所の所在地における登記</u> 第68条 <u>他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記</u> 第69条 <u>従たる事務所における変更の登記等</u> 第70条 <u>登記簿</u> 第71条 設立の登記の申請 第72条 変更の登記の申請 第73条 一時役員の職務を行うべき者の登記の手続 第74条 解散の登記の申請 第75条 <u>合併による変更の登記の申請</u> 第76条 <u>合併による設立の登記の申請</u> 第77条 清算終了の登記の申請 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第54条 合併 1 吸収合併の手続 省略 (1)～(3) 省略 (4) 組合法第54条の 2 《債権者の異議》の規定により、 <u>(2)</u> の合併契約の承認の後 2 週間以内に債権者に対し合併に異議あらば一定の期間内（この期間は 1 か月を下ることができない。）に申し出ることを公告し、かつ、知れたる債権者には各別に催告する。 (5)～(6) 省略 (7) 組合法第65条《合併の登記》の規定により、吸収組合は組合法第 <u>61</u> 条《変更の登記》に規定する	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 目次 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第58条 清算等についての会社法の準用 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第59条～第60条 同左 第61条 <u>従たる事務所の新設の登記</u> 第62条 <u>事務所の移転の登記</u> 第63条 <u>変更の登記</u> 第63条の 2 <u>職務執行停止の仮処分等の登記</u> 第64条～65条 同左 <u>(新設)</u> 第67条 <u>清算終了の登記</u> 第68条 <u>管轄登記所及び登記簿</u> <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第69条 設立の登記の申請 第71条 変更の登記等の申請 第72条 一時役員の職務を行うべき者の登記の手続 第73条 解散の登記の申請 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第76条 清算終了の登記の申請 第 8 編 酒類行政法令関係 第 1 章 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律関係 第54条 合併 1 吸収合併の手続 同左 (1)～(3) 同左 (4) 組合法第54条の 2 《債権者の異議》の規定により、 <u>第 2 号</u> の合併契約の承認の後 2 週間以内に債権者に対し合併に異議あらば一定の期間内（この期間は 1 か月を下ることができない。）に申し出ることを公告し、かつ、知れたる債権者には各別に催告する。 (5)～(6) 同左 (7) 組合法第65条《合併の登記》の規定により、吸収組合は組合法第 <u>63</u> 条《変更の登記》に規定する

改 正 後	改 正 前
変更の登記を、被吸収組合は解散手続を終了した後、組合法第65条の規定による解散の登記をする。 第58条 清算等についての会社法等の準用 第1項関係 1 清算人 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除いては、組合法第58条《清算等についての会社法等の準用》第1項において準用する会社法第478条《清算人の就任》の規定により、次に掲げる者が清算人となって清算を行う。 (注) 省略 (1) 省略 (2) 総会において理事以外の者を選任したときは、その者（<u>会社法第478条《清算人の就任》第6項において準用する会社法第331条《取締役の資格等》第1項に掲げられた者は、清算人となること</u>ができない。） (3) 省略 2 清算人についての準用規定 清算人については、本通達の第8編第1章第25条第2項関係の2《代表理事以外の役付理事の選任》、第26条第1項関係の1《理事会の議決要件》及び2《理事会の議決事項》、<u>第26条第4項関係の1《議事録の署名》</u>、第26条第5項関係の1《理事会の招集者》、第26条の2の1《代表理事の業務執行》及び2《代表理事の権限》、第27条の1《組合代表の特例》、第28条第2項関係の1《閲覧謄写の請求を拒否する「正当な理由」の意義》、第29条第1項関係の1《組合員名簿の記載事項》及び2《組合員名簿の記載要件》、第29条第2項関係の1《組合員への通知又は催告》、第30条第1項関係の1《「理事がその任務を怠ったとき」の意義》、第32条の1《理事と使用人との兼職》、第34条第5項関係の1《組合員等の総会招集請求》、第34条第11項関係の1《総会招集通知書の発定期日の計算方法等》、第35条第1項関係の1《部会の組織》、第40条第1項関係の1《事業報告書等の提出及び備付期日の計算方法》、第41条の1《会計帳簿等の閲覧を拒否する「正当な理由」の意義》の規定を準用する。 (注) 省略 第58条の2 裁判所の選任する清算人の報酬 第58条の3 即時抗告	変更の登記を、被吸収組合は解散手続を終了した後、組合法第65条の規定による解散の登記をする。 第58条 清算等についての会社法の準用 第1項関係 1 清算人 組合が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除いては、組合法第58条《清算等についての会社法の準用》第1項において準用する会社法第478条《清算人の就任》の規定により、次に掲げる者が清算人となって清算を行う。 (注) 同左 (1) 同左 (2) 総会において理事以外の者を選任したときは、その者（<u>非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第138条《清算人不適格者》の規定により、未成年者、公権をはく奪された者又は公権を停止された者、裁判所において解任された者並びに破産者は、清算人となること</u>ができない。） (3) 同左 2 清算人についての準用規定 清算人については、本通達の第8編第1章<u>第22条の1《議事録の署名》</u>、第25条第2項関係の2《代表理事以外の役付理事の選任》、第26条第1項関係の1《理事会の議決要件》及び2《理事会の議決事項》、第26条第5項関係の1《理事会の招集者》、第26条の2の1《代表理事の業務執行》及び2《代表理事の権限》、第27条の1《組合代表の特例》、第28条第2項関係の1《閲覧謄写の請求を拒否する「正当な理由」の意義》、第29条第1項関係の1《組合員名簿の記載事項》及び2《組合員名簿の記載要件》、第29条第2項関係の1《組合員への通知又は催告》、第30条第1項関係の1《「理事がその任務を怠ったとき」の意義》、第32条の1《理事と使用人との兼職》、第34条第5項関係の1《組合員等の総会招集請求》、第34条第11項関係の1《総会招集通知書の発定期日の計算方法等》、第35条第1項関係の1《部会の組織》、第40条第1項関係の1《事業報告書等の提出及び備付期日の計算方法》、第41条の1《会計帳簿等の閲覧を拒否する「正当な理由」の意義》の規定を準用する。 (注) 同左 (新設) (新設)

改 正 後	改 正 前
第61条 変更の登記 1 登記の期間の計算方法 組合法第61条《<u>変更の登記</u>》、第62条《<u>他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記</u>》、第67条《<u>従たる事務所の所在地における登記</u>》及び第68条《<u>他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記</u>》の規定により登記すべき事項のうち、定款の変更を要する事項について登記すべき期間の計算は、当該登記事項につき定款の変更の認可を受けた日の翌日から起算する。 (注) 1～2 省略	第61条 従たる事務所の新設の登記 1 登記の期間の計算方法 組合法第61条《<u>従たる事務所の新設の登記</u>》、第62条《<u>事務所の移転の登記</u>》及び第63条《<u>変更の登記</u>》の規定により登記すべき事項のうち、定款の変更を要する事項について登記すべき期間の計算は、当該登記事項につき定款の変更の認可を受けた日の翌日から起算する。 (注) 1～2 同左
第62条 他の登記所の管轄区域内への主たる事務所の移転の登記	第62条 事務所の移転の登記
第63条 職務執行停止の仮処分等の登記 <u>(削除)</u>	第63条 変更の登記
第66条 清算結了の登記	第63条の2 職務執行停止の仮処分等の登記 <u>(新設)</u>
第67条 従たる事務所の所在地における登記	第67条 清算結了の登記
第68条 他の登記所の管轄区域内への従たる事務所の移転の登記	第68条 管轄登記所及び登記簿
第69条 従たる事務所における変更の登記等	<u>(新設)</u>
第70条 登記簿	<u>(新設)</u>
第71条 設立の登記の申請 第2項関係 1 「<u>酒類業組合を代表すべき者の資格を証する書面</u>」の意義 組合法第71条《<u>設立の登記の申請</u>》第2項に規定する「<u>酒類業組合を代表すべき者の資格を証する書面</u>」とは、理事会の議事録の謄本のうち<u>酒類業組合を代表すべき者の選任に関する事項及び酒類業組合を代表すべき者に就任することを承諾した旨を記載した部分をいい、酒類業組合を代表すべき者に就任することを承諾した旨を記載した部分の議事録の謄本は、就任承諾書をもってこれに代えても差し支えないものとする。</u> (注) 省略	第69条 設立の登記の申請 第1項関係 1 「<u>代表権を有する者の資格を証する書面</u>」の意義 組合法第69条《<u>設立の登記の申請</u>》第1項に規定する「<u>代表権を有する者の資格を証する書面</u>」とは、理事会の議事録の謄本のうち<u>代表権を有する者の選任に関する事項及び代表権を有する者に就任することを承諾した旨を記載した部分をいい、代表権を有する者に就任することを承諾した旨を記載した部分の議事録の謄本は、就任承諾書をもってこれに代えても差し支えないものとする。</u> (注) 同左
第72条 変更の登記の申請	第71条 変更の登記等の申請

改正後	改正前
<u>(削除)</u> 1 「<u>当該事項の変更を証する書面</u>」の意義 組合法第72条《変更の登記の申請》に規定する「<u>当該事項の変更を証する書面</u>」とは、当該変更事項を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び変更した定款の写をいう。 (注) 省略 第73条 一時役員の職務を行うべき者の登記の手続 第74条 解散の登記の申請 第1項関係 1 「<u>解散の事由を証する書面</u>」の意義 組合法第74条《解散の登記の申請》第1項に規定する「<u>解散の事由を証する書面</u>」とは、総会の議決により解散したものであるときは、これを議決した総会の議事録の謄本を、定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生により解散したものであるときは、定款の写し及び解散事由の発生を証する書面をいう。 (注) 省略 第75条 <u>合併による変更の登記の申請</u> 第76条 <u>合併による設立の登記の申請</u> 第77条 清算結了の登記の申請 1 「<u>決算報告の承認があったことを証する書面</u>」の意義 組合法第77条《清算結了の登記の申請》に規定する「<u>決算報告の承認があったことを証する書面</u>」とは、決算報告書を承認した総会の議事録の謄本をいう。 (注) 省略 第86条の6 酒類の表示の基準 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等 組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月28日付国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。）第2項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この3において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で	<u>第1項関係</u> 1 「<u>事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面</u>」の意義 組合法第71条《変更の登記等の申請》第1項に規定する「<u>事務所の新設若しくは移転又は登記事項の変更を証する書面</u>」とは、当該変更事項を議決した総会又は総代会の議事録の謄本及び変更した定款の写をいう。 (注) 同左 第72条 一時役員の職務を行うべき者の登記の手続 第73条 解散の登記の申請 第1項関係 1 「<u>解散の事由を証する書面</u>」の意義 組合法第73条《解散の登記の申請》第1項に規定する「<u>解散の事由を証する書面</u>」とは、総会の議決により解散したものであるときは、これを議決した総会の議事録の謄本を、定款で定める存立時期の満了又は解散事由の発生により解散したものであるときは、定款の写し及び解散事由の発生を証する書面をいう。 (注) 同左 <u>(新設)</u> <u>(新設)</u> 第76条 清算結了の登記の申請 1 「<u>決算報告書の承認を得たことを証する書面</u>」の意義 組合法第76条《清算結了の登記の申請》に規定する「<u>決算報告書の承認を得たことを証する書面</u>」とは、決算報告書を承認した総会の議事録の謄本をいう。 (注) 同左 第86条の6 酒類の表示の基準 3 地理的表示に関する表示基準の取扱い等 組合法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項の規定に基づき定めた「地理的表示に関する表示基準」（平成6年12月28日付国税庁告示第4号。以下この3において「表示基準」という。）第2項に規定する日本国で保護するぶどう酒、蒸留酒又は清酒の産地のうち国税庁長官が指定する産地（以下この3において「長官指定産地」という。）の指定及び我が国で

改 正 後	改 正 前																
保護する<u>果実酒</u>、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>又は<u>清酒</u>の地理的表示の取扱い等は、次による。 (1)～(2) 省略 (3) 我が国で保護する地理的表示 我が国で保護する<u>果実酒</u>、<u>単式蒸留しょうちゅう</u>又は<u>清酒</u>（以下「<u>果実酒等</u>」という。）の産地は次に掲げるものとし、当該産地以外の地域を産地とする<u>果実酒等</u>についてはこれらの産地を表示する地理的表示を使用してはならない。なお、当該地理的表示を使用する場合には、次のそれぞれの基準に従うものとする。 また、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。	保護する<u>単式蒸留しょうちゅう</u>の地理的表示の取扱い等は、次による。 (1)～(2) 同左 (3) 我が国で保護する地理的表示 我が国で保護する<u>単式蒸留しょうちゅう</u>又は<u>清酒</u>（以下「<u>単式蒸留しょうちゅう等</u>」という。）の産地は次に掲げるものとし、当該産地以外の地域を産地とする<u>単式蒸留しょうちゅう等</u>についてはこれらの産地を表示する地理的表示を使用してはならない。なお、当該地理的表示を使用する場合には、次のそれぞれの基準に従うものとする。 また、地理的表示を使用するために用いる文字は、日本文字によるか、外国の文字によるかを問わない。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="248 792 357 828">産地</th><th data-bbox="357 792 805 828">基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="248 828 357 1406"><u>山梨</u></td><td data-bbox="357 828 805 1406"> <u>山梨県産のぶどうを原料とし、山梨県内において発酵させ、かつ、容器詰めしたものでなければ「山梨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない（アルコールを添加したものを除き、補糖したものについてはアルコール分が14.5度以下のものに限る。）。ただし、原料とするぶどうは、甲州、ヴィニフェラ種、マスカットベリーA、ブラッククイーン、ベリーアlicant A、甲斐ノワール、甲斐ブラン、サンセミヨン及びデラウエアに限る。</u> </td></tr> <tr> <td data-bbox="248 1406 357 1843">壺岐</td><td data-bbox="357 1406 805 1843"> 米こうじ及び長崎県壺岐市の地下水（以下この欄において「<u>壺岐の地下水</u>」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壺岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壺岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「<u>壺岐</u>」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="248 1843 357 2047">球磨</td><td data-bbox="357 1843 805 2047"> 米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「<u>球磨の地下水</u>」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加え </td></tr> </tbody> </table>	産地	基 準	<u>山梨</u>	<u>山梨県産のぶどうを原料とし、山梨県内において発酵させ、かつ、容器詰めしたものでなければ「山梨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない（アルコールを添加したものを除き、補糖したものについてはアルコール分が14.5度以下のものに限る。）。ただし、原料とするぶどうは、甲州、ヴィニフェラ種、マスカットベリーA、ブラッククイーン、ベリーアlicant A、甲斐ノワール、甲斐ブラン、サンセミヨン及びデラウエアに限る。</u>	壺岐	米こうじ及び長崎県壺岐市の地下水（以下この欄において「 <u>壺岐の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壺岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壺岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「 <u>壺岐</u> 」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。	球磨	米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「 <u>球磨の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加え	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="893 792 1011 828">産地</th><th data-bbox="1011 792 1465 828">基 準</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="893 828 1011 1406"><u>(新設)</u></td><td data-bbox="1011 828 1465 1406"><u>(新設)</u></td></tr> <tr> <td data-bbox="893 1406 1011 1843">壺岐</td><td data-bbox="1011 1406 1465 1843"> 米こうじ及び長崎県壺岐市の地下水（以下この欄において「<u>壺岐の地下水</u>」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壺岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壺岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「<u>壺岐</u>」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。 </td></tr> <tr> <td data-bbox="893 1843 1011 2047">球磨</td><td data-bbox="1011 1843 1465 2047"> 米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「<u>球磨の地下水</u>」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加え </td></tr> </tbody> </table>	産地	基 準	<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>	壺岐	米こうじ及び長崎県壺岐市の地下水（以下この欄において「 <u>壺岐の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壺岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壺岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「 <u>壺岐</u> 」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。	球磨	米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「 <u>球磨の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加え
産地	基 準																
<u>山梨</u>	<u>山梨県産のぶどうを原料とし、山梨県内において発酵させ、かつ、容器詰めしたものでなければ「山梨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない（アルコールを添加したものを除き、補糖したものについてはアルコール分が14.5度以下のものに限る。）。ただし、原料とするぶどうは、甲州、ヴィニフェラ種、マスカットベリーA、ブラッククイーン、ベリーアlicant A、甲斐ノワール、甲斐ブラン、サンセミヨン及びデラウエアに限る。</u>																
壺岐	米こうじ及び長崎県壺岐市の地下水（以下この欄において「 <u>壺岐の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壺岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壺岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「 <u>壺岐</u> 」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。																
球磨	米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「 <u>球磨の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加え																
産地	基 準																
<u>(新設)</u>	<u>(新設)</u>																
壺岐	米こうじ及び長崎県壺岐市の地下水（以下この欄において「 <u>壺岐の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに麦及び壺岐の地下水を加えて、更に発酵させた二次もろみを長崎県壺岐市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「 <u>壺岐</u> 」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。																
球磨	米こうじ及び球磨川の伏流水である熊本県球磨郡又は同県人吉市の地下水（以下この欄において「 <u>球磨の地下水</u> 」という。）を原料として発酵させた一次もろみに米及び球磨の地下水を加え																

改 正 後			改 正 前		
		て、更に発酵させた二次もろみを熊本県球磨郡又は同県人吉市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「球磨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。			て、更に発酵させた二次もろみを熊本県球磨郡又は同県人吉市において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「球磨」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
	琉球	米こうじ（黒麹菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させた一次もろみを沖縄県において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「琉球」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。		琉球	米こうじ（黒麹菌を用いたものに限る。）及び水を原料として発酵させた一次もろみを沖縄県において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「琉球」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
	薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。		薩摩	米こうじ又は鹿児島県産のさつまいもを使用したさつまいもこうじ及び鹿児島県産のさつまいも並びに水を原料として発酵させたもろみを、鹿児島県内（奄美市及び大島郡を除く。）において単式蒸留機をもって蒸留し、かつ、容器詰めしたものでなければ「薩摩」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。
	白山	白米、米こうじ及び石川県白山市の地下水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、石川県白山市において発酵させ、こし、かつ、容器詰めしたものでなければ「白山」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。 ただし、白米、米こうじに用いる原料米は、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める醸造用玄米の1等以上の格付けされたもので、かつ精米歩合70%以下のもの、こうじ米の使用割合20%以上のものに限る。酒母は、「生酏」、「山廃酏」又は「速酏」とし、もろみは、「増酏」、「液化仕込み」を除く。 （注） 白米、米こうじ、醸造アルコール、精米歩合、こうじ米の使用割合の各用語の意義は、「清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第8号）に掲げるところによる。		白山	白米、米こうじ及び石川県白山市の地下水、又はこれらと醸造アルコールを原料とし、石川県白山市において発酵させ、こし、かつ、容器詰めしたものでなければ「白山」の産地を表示する地理的表示を使用してはならない。 ただし、白米、米こうじに用いる原料米は、農産物検査法に基づく農産物規格規程に定める醸造用玄米の1等以上の格付けされたもので、かつ精米歩合70%以下のもの、こうじ米の使用割合20%以上のものに限る。酒母は、「生酏」、「山廃酏」又は「速酏」とし、もろみは、「増酏」、「液化仕込み」を除く。 （注） 白米、米こうじ、醸造アルコール、精米歩合、こうじ米の使用割合の各用語の意義は、「清酒の製法品質表示基準（平成元年国税庁告示第8号）に掲げるところによる。